

# 土木・建築工事計画地が遺跡に該当していた方へ

## -提出書類一覧-

文化財保護法に基づき、埋蔵文化財の包蔵地内で土木工事を行う場合、  
着工の60日前までに下記の書類を文化財課まで御提出ください。

### ・ 提出書類一覧

	提出書類	提出部数	印刷サイズ
1	発掘届 (埋蔵文化財発掘の〔届出・通知〕について)	2部 両面印刷	A4
2	試掘調査依頼書	1部 片面印刷	A3
3	誓約書	1部 片面印刷	A4
4	承諾書 ※事業主と土地所有者が異なる場合のみ	1部 片面印刷	A4
添付書類	(1) 土木工事等を行おうとする土地の案内図 (2) 土木工事等を行おうとする公図の写し (3) 土木工事の概要を示す書類及び図面 ・配置図及び平面図 ・基礎の深さがわかる図面(矩計図・基礎断面図等) ・区割図・全体の配置図 ※宅地造成・分譲住宅の場合 ・杭伏図・杭の深さがわかる図面 ※柱状改良や杭打ちを行う場合 ・切土・盛り土の深さがわかる図面(造成計画平面図等) ※切り土・盛り土を行う場合	各1部	-

### ・ 提出・問合せ先

朝霞市教育委員会 文化財課 文化財課保護係

住所 : 〒351-0007 埼玉県朝霞市岡2-7-22(朝霞市博物館内)

受付時間 : 8:30~17:15

※毎週月曜日(祝日は除く)・祝日の翌日(土・日・祝日は除く)・年末年始はお休みです。

電話 : 048(463)2927

FAX : 048(468)0079

E-mail : bunkazai@city.asaka.lg.jp

# 朝霞市における埋蔵文化財確認調査のながれ

★包蔵地に非該当の場合でも、隣接地ならびに開発面積が500㎡以上の開発の場合は、試掘調査のご協力をお願いしています。協力は事業者様の任意になります。

注)協力していただける場合は、試掘調査を実施させていただきます。  
 フローチャートの試掘調査(確認調査)以下のながれになります。  
 万一、連絡等が発表された場合は、隣接地から包蔵地に変更となり手続きが必要となります。

包蔵地…土地に埋蔵文化財(遺跡)の存在が確認されている地域または範囲。  
 朝霞市においては、遺跡分布地図内で枠線に囲まれた範囲を示します。

※試掘調査は原則として更地の状態でを行います。既存建築物がある場合は解体をお願いします。  
 その他支障物についても、事業者側の責任において事前に撤去をお願いします。

※対象地がアスファルト等で整備されている場合についても、市側では撤去不可能のため、事前に撤去をお願いします。撤去後試掘調査になります。

※撤去の際に掘削を伴う場合は、原則駐車車両が全くない状態での試掘調査になります。

※対象地が駐車場の場合は、原状駐車車両が全くない状態での試掘調査になります。

※対象地が生産緑地の場合は、生産緑地解除後の試掘調査になります。

※提出後、日程調整し試掘調査を実施します。

※試掘調査は依頼書提出順のため、調査まで数週間いただく場合があります。

土木・建築工事の計画

包蔵地確認 ※窓口・電話・FAX・Eメール等

該当  
 ※包蔵地に該当していた場合は、着工の90日前までに発掘届および試掘調査依頼書・計画等の提出をお願いします。

試掘調査済

過去の調査結果と照合

未検出

未検出

未検出

遺構・遺物(土器・石器等)が検出

発見調査済

発見調査済

発見調査済

発見調査済

継続して保護措置を設けることができる場合  
 ★保護措置は建築物基礎部分と遺構埋没面までの間に30cm以上必要になります。

継続して保護措置を設けることができない場合  
 地盤掘削・地中掘削・打設等の作業は、試掘調査開始後2週間以内に行われ、撤去が完了した場合は、速急に神奈川大学の調査等。

保護措置を設けることができる場合  
 ★保護措置は建築物基礎部分と遺構埋没面までの間に30cm以上必要になります。

保護措置を設けることができない場合  
 地盤掘削・地中掘削・打設等の作業は、試掘調査開始後2週間以内に行われ、撤去が完了した場合は、速急に神奈川大学の調査等。

支障なし

現状保存  
 保護措置を設けた上で施工(構工時立会い)  
 ※別途書類の提出が必要になります。

発見調査  
 発見調査費用は原則事業者負担の負担になります。

現状保存  
 保護措置を設けた上で施工(構工時立会い)  
 ※別途書類の提出が必要になります。

発見調査  
 発見調査費用は原則事業者負担の負担になります。

# 埋蔵文化財の窓口のご案内

埋蔵文化財包蔵地の確認など、埋蔵文化財に関する窓口の場所および、お問合せ先は朝霞市博物館内になります。

【場 所】 朝霞市岡2-7-22 朝霞市博物館内  
文化財課 文化財保護係  
【T E L】 048-463-2927  
【F A X】 048-468-0079  
【受付時間】 午前8時30分～午後5時15分

※下記の日は業務が休みとなります。

毎週月曜日（祝日にあたる日は博物館が開館しているため業務を行います。）

祝日の翌日（土・日曜日にあたる日は業務を行います。）

年末年始（12月27日～1月4日）

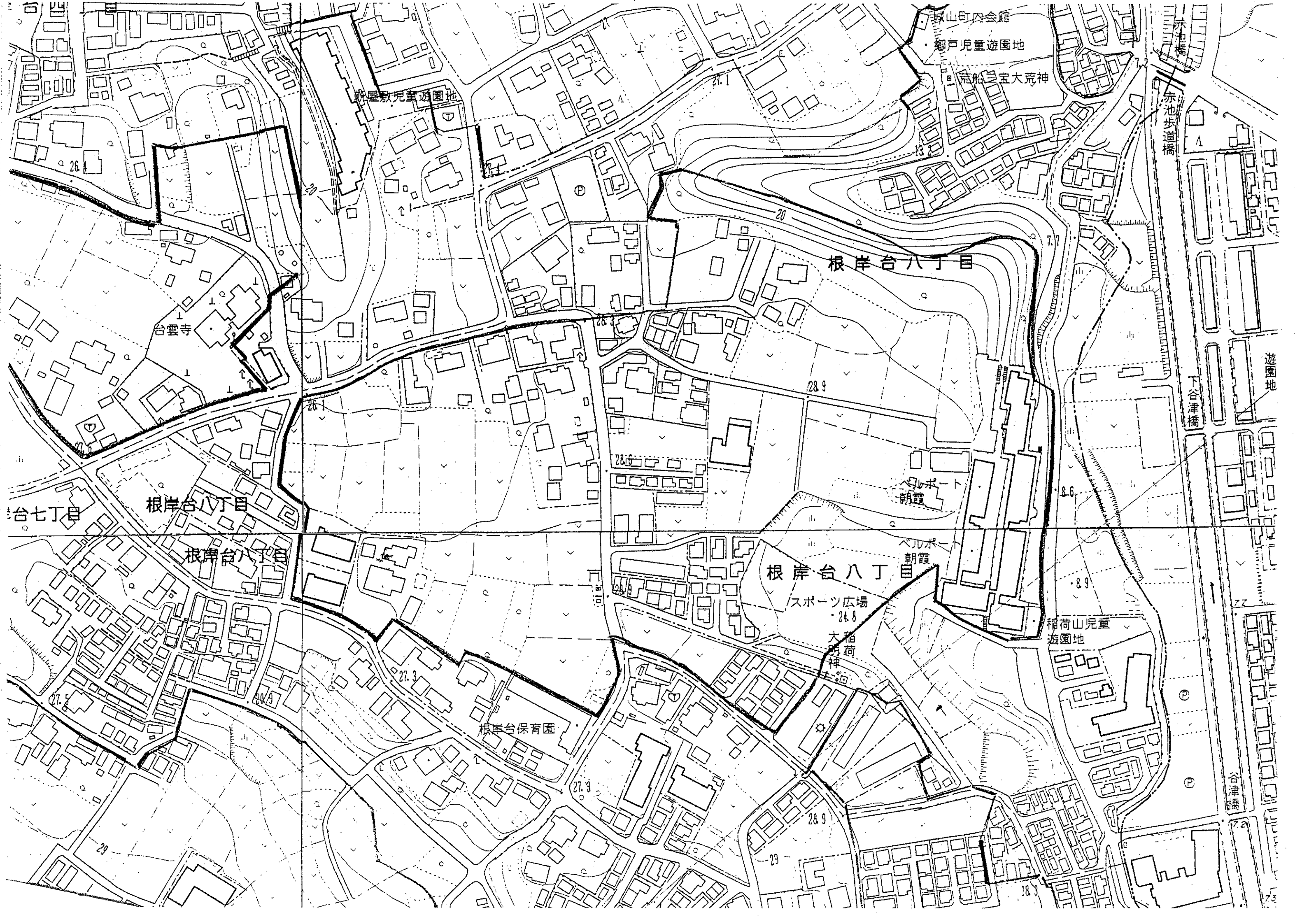
業務が休みの日には、埋蔵文化財に関するお問い合わせ等はお受けして  
おりません。あらかじめご了承ください。

※朝霞市博物館の館内整理休館日（毎月第4金曜日）も、窓口および電話で  
のお問い合わせは受け付けております。

## ○所在地のご案内



※埋蔵文化財以外の文化財に関することにつきましても、文化財課までお問い合わせください。



新屋敷児童遊園地

大船山町内会館

大船山児童遊園地

大船山宝大荒神

赤池橋

根岸台八丁目

台雲寺

下谷津橋

遊園地

台七丁目

根岸台八丁目

根岸台八丁目

ベルポート朝霞

根岸台八丁目

スポーツ広場

大船山宝大荒神

稲荷山児童遊園地

根岸台保育園

谷津橋